

第二二回

参第二六号

幼児誘拐等処罰法（案）

- 1 七才に満たない幼児（以下「幼児」という。）について刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十四条の罪を犯した者は六月以上十年以下の懲役に、幼児について同法第二百二十五条の罪を犯した者は一年以上の有期懲役に、幼児について同法第二百二十六条の罪を犯した者は三年以上の有期懲役に、幼児について同法第二百二十七条第一項の罪を犯した者は三月以上七年以下の懲役に、幼児について同条第二項の罪を犯した者は六月以上十年以下の懲役に処する。
- 2 身代金その他の財産上不法の利益を供せしめる目的をもつて、幼児を略取し又は誘拐した者は、幼児について刑法第二百二十五条の罪で営利の目的をもつてするものを犯した者とみなす。
- 3 身代金その他の財産上不法の利益を供せしめる目的をもつて、被拐取者又は被売者たる幼児を収受した者は、幼児について刑法第二百二十七条第二項の罪で営利の目的をもつてするものを犯した者とみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

幼児誘拐^{かい}等の犯罪は、極めて悪質かつ残酷であるのかかわらず刑法に定める刑罰は、軽きに失するうらみがあることにかんがみ、これらの犯罪に対する刑罰を相当程度引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。